

新旧対照表

下線：改正条例素案からの変更箇所

現行	改正条例素案	改正条例案
<p>(名称) 世田谷区産業振興基本条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域の産業の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例</p> <p>私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。</p> <p>産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展や新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。</p> <p>地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、その重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。</p> <p>多様なニーズに応じた働きやすい環境や対話ができる場をつくりながら、世田谷の産業に関わる全ての主体が各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務や役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 区内に事業所を有し、区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。</p> <p>(2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者、並びに地域及びその人々と継続的に多様に関わる者をいう。</p> <p>(3) 関係機関 区内において産業の振興を図ることを目的として組織する団体並びに産業の振興に資する調査研究及び教育を行う機関をいう。</p>	<p>(名称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例</p> <p>私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。</p> <p>産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展、新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした<u>地球環境</u>や社会に対する意識の高まり等、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。</p> <p>地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、それらの重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。</p> <p><u>世田谷の産業に関わる全ての主体が、多様なニーズに応じた働きやすく創造性が活かされる環境</u>や対話ができる場をつくりながら、各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務及び役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事業者 <u>区内において事業活動を行う法人及び個人</u>をいう。</p> <p>(2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者並びに<u>地域及びその人々と継続的に多様な面から関わる者</u>をいう。</p> <p>(3) 関係機関 区内において<u>地域経済の発展を推進</u>することを目的として組織する団体並びに調査研究及び教育を行う機関をいう。</p>

<p>(基本方針)</p> <p>第2条 産業の振興は、事業者（区内で産業活動を行う者をいう。以下同じ。）自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、創造と共生の産業活動に支えられた区民生活の向上を図るため、事業者、区民及び区が一体となって推進していくことを基本とする。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。</p> <p>(1) 商店街については、地域の核としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図るものとする。</p> <p>(2) 大規模小売店舗については、地域の生活環境の保持のため、その設置者による適正な配慮の確保を図るものとする。</p> <p>(3) 工業等については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。</p> <p>(4) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、農地の維持に努めるものとする。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第3条 区は、産業の振興に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。</p> <p>2 区は、産業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事</p>	<p>(基本的方針)</p> <p>第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。</p> <p>(2) 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。</p> <p>(3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス（地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取組む事業をいう。以下同じ。）の推進を図ること。</p> <p>(4) 持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費（人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の推進を図ること。</p> <p>2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。</p> <p>(分野別方針)</p> <p>第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。</p> <p>(1) 商業については、次のアからイまでに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図るものとする。</p> <p>ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。</p> <p>イ 大規模小売店舗が地域社会との共生を保持し、及び地域の生活環境を保持することができるよう、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。</p> <p>(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めるものとする。</p> <p>(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めるものとする。</p> <p>(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図るものとする。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図るものとする。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。</p> <p>2 区は、中小企業及び小規模事業者並びに特定非営利活動法人への支援そ</p>	<p>(基本的方針)</p> <p>第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。</p> <p>(2) 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。</p> <p>(3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス（地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取り組む事業をいう。以下同じ。）の推進を図ること。</p> <p>(4) <u>地域経済の持続可能性</u>を考慮した事業活動及びエシカル消費（人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の推進を図ること。</p> <p>2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。</p> <p>(分野別方針)</p> <p>第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。</p> <p>(1) 商業については、次のア及びイに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図る<u>こと</u>。</p> <p>ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。</p> <p>イ 大規模小売店舗が<u>地域社会と共生し、地域の生活環境を維持するため</u>、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。</p> <p>(2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努める<u>こと</u>。</p> <p>(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等、農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努める<u>こと</u>。</p> <p>(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図る<u>こと</u>。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉、教育等の多様な産業の振興を図る<u>こと</u>。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。</p> <p>2 区は、中小企業、小規模事業者及び特定非営利活動法人への支援その他</p>
---	---	--

<p>項を実施するものとする。</p> <p>(1) 融資あっせん及び助成 (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談 (3) 人材の育成 (4) 創業に対する支援 (5) 勤労者の福利厚生の上</p> <p>3 融資あっせんについては、社会・経済情勢の変化に対応したものととなるようその種類、要件等を設定するとともに、必要に応じて、利子補給をするものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員の福利厚生の上のために自主的に努力するとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。</p> <p>2 商店街において小売店等を営む者は、商店街の振興を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 商店街において小売店等を営む者は、当該商店街が地域の核としてにぎわいと交流の場となるのに資する事業を商店会が実施するときは、応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(区民等の理解と協力)</p> <p>第5条 区民及び区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(施策等の評価)</p> <p>第6条 区は、産業の振興を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、産業の振興に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。</p> <p>(世田谷区中小商工業振興対策委員会)</p> <p>第7条 中小商工業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区中小商工業振興対策委員会（以下「商工業対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 商工業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p>	<p>の他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組みを促すための環境の整備を行うものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、自らの創意工夫及び自助努力により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境整備、人材の育成、従業員の福利厚生の上等に努めるものとする。</p> <p>3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわいと交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(区民等の役割)</p> <p>第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。</p> <p>(施策等の評価)</p> <p>第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、必要に応じて、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。</p> <p>(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)</p> <p>第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。</p>	<p>必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組を促すための環境の整備を行うものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに<u>地域経済の持続可能性</u>を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、自らの<u>創意工夫</u>により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境の整備、人材の育成、従業員の福利厚生の上等に努めるものとする。</p> <p>3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわい及び交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(区民等の役割)</p> <p>第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組を理解し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。</p> <p>(施策等の評価)</p> <p>第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、<u>地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直し</u>を実施するものとする。</p> <p>(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)</p> <p>第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。</p>
---	--	---

<p>(1) 中小商工業の振興についての基本方策に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、中小商工業の振興に関すること。</p> <p>3 商工業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 東京商工会議所代表</p> <p>(3) 商業団体代表</p> <p>(4) 工業団体代表</p> <p>(5) 金融機関代表</p> <p>(6) 区民</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、商工業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(世田谷区農業振興対策委員会)</p> <p>第8条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として世田谷区農業振興対策委員会（以下「農業対策委員会」という。）を置く。</p> <p>2 農業対策委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 農業の振興についての基本方策に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、農業の振興に関すること。</p> <p>3 農業対策委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係団体代表</p> <p>(3) 区民</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、農業対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。</p> <p>3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>	<p>(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。</p> <p>3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p>
---	--	--